

## 新型コロナウイルスに関する注意喚起（第23報）：当地における感染状況等（4月13日現在）

- 3月30日、DC、MD、VA それぞれにおいて、外出禁止令が発出されています。
- 本日現在の当地（DC、MD、VA）における新型コロナウイルスの感染状況をお知らせします。
- 連邦、各州政府の主な措置等についてお知らせします。

1. 本日（4月13日）18時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

（1）ワシントンDC：1,955名（死亡52名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.dc.gov/page/coronavirus-data>

（2）メリーランド州：8,936名（死亡262名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

（3）バージニア州：5,747名（死亡149名）

◎地域別感染者数はこちら

<http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/>

◎DMVにおける感染者数の推移

[https://www.us.embjapan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html#4](https://www.us.embjapan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html#4)

2. 連邦、各州政府の措置等

※DC、MD、VA それぞれにおいて、外出禁止令が発出されています。

◎詳しくはこちら（3月30日付領事メール）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement//20200330importantmessagecoronavirus.pdf>

（1）連邦政府

・CDC（米国疾病管理予防センター）は、外出時に布製のフェイスマスクを着用することを推奨しています。

◎詳しくはこちら

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/prevent-getting-sick/cloth-face-cover.html>

（2）ワシントンDC

ア4月9日、DC政府は、全ての収入、パートナーシップ及びフランチャイズ（income, partnership and franchise）の税務申告及び支払期限を7月15日まで延長しました。この延長は、全てのD-20、D-30、D-

40, D-41, D-40B 及びD-65 納税申告者に適用され、また、本延長は自動的に行われるため、納税者が申請する必要はないとしています。

◎詳しくはこちら

<https://otr.cfo.dc.gov/release/otr-tax-notice-2020-03-covid-19-emergency-income-and-franchise-taxextension>

イ 本日、ボウザーDC 市長等が記者会見を行ったところ、主な内容は以下のとおりです ・ DC 住民が不可欠な運動を行うスペースを確保するための措置として、4 月30 日まで以下車道を閉鎖（会見資料3 枚目）

○Beach Drive in Rock Creek Park

○Roads in Anacostia Park and Fort Dupont Park（午前8 時から午後8 時まで）

- ・ DC 公立学校敷地内での新たな食料品配布サイトを開設（5 枚目）
- ・ COVID-19 の影響により家から出られないDC 市民が食料品等の要請を行うためのホットライン及びオンラインフォームを開設（6 枚目）
- ・ DC 内の検査場一覧（12 枚目）

◎詳しくはこちら（会見資料）

[https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page\\_content/attachments/COVID-19-Situational-Update-Presentation\\_041320.pdf](https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/COVID-19-Situational-Update-Presentation_041320.pdf)

◎食料品配布サイトについて

<https://coronavirus.dc.gov/release/mayor-bowser-launches-grocery-sites-dc-schools-available-allfamilies>

（注）連邦・各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

### 3. 航空会社の運航状況

（1）ワシントンDC－東京便については、以下のとおり運休が発表されています。

- ・全日本空輸：運休（～5/15）
- ・ユナイテッド航空：運休（当面の間）

（2）その他、各社とも大幅に運航を減らしています。各社の運航状況は以下のサイトをご参照ください。

◎全日本空輸（ANA）

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#4>

◎日本航空（JAL）

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/200228/>

◎ユナイテッド航空

<https://hub.united.com/united-covid19-japanflights-2645445173.html>

◎アメリカン航空

<http://news.aa.com/news/default.aspx>

◎デルタ航空

<https://news.delta.com/coronavirus-update-changes-our-flying-schedule>

4. 上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。在留邦人の皆様におかれては、引き続き連邦・州・地方の関係当局が発信する情報や報道等により最新情報を把握するとともに、感染予防に努めてください。なお、新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館（領事班）まで御一報願います。

5. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しました。感染予防や関連の措置、渡航情報等に関する情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP（新型コロナウイルス関連情報）

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

6. 当館では、領事業務担当職員の感染予防をより一層徹底し、領事窓口の機能を引き続き維持するとともに、領事窓口を来訪される皆様の健康を確保するための措置として、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ（お願い）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement/20200402importantmessagecoronavirus.pdf>

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

H P： [https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)